

鹿児島工業高等専門学校における卓越した学生に対する  
授業料免除実施要項

平成27年11月11日

校長 裁定

(趣旨)

第1 鹿児島工業高等専門学校における卓越した学生に対する授業料免除の実施については、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料、入学料及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関する規則」(令和2年5月19日制定、機構規則第134号)(以下、「授業料、入学料及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関する規則」という。)に定めるもののほか、本要項の定めるところによる。

(免除額)

第2 免除の額は、以下のとおり算出した金額とし、当該年度各期授業料から免除する。

$$\text{免除額} = \text{免除実施可能額} \div 2 (\text{学期数}) \div 5 (\text{学科数})$$

2 前項の規定にかかわらず、前項によることが適当でないと認められる場合の授業料免除の額は、学生委員会で審議し、決定する。

(対象)

第3 対象者は、国費外国人留学生及び政府派遣留学生を除く4年生とし、次のいずれかに該当する者から、学科長が授業料免除候補者(以下「候補者」という。)の推薦を行う。

(1) 以下の算式により算出した学習ポイントの合計が上位である者

$$3 \text{ 年次} \quad 1 / \text{成績順位} \times 20 \text{ ポイント}$$

$$2 \text{ 年次} \quad 1 / \text{成績順位} \times 15 \text{ ポイント}$$

$$1 \text{ 年次} \quad 1 / \text{成績順位} \times 10 \text{ ポイント}$$

(注) 成績順位は学年末成績順位とする。

(2) 課外活動等における特筆すべき業績のある者

2 候補者が、授業料、入学料及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関する規則に基づき実施される授業料免除において、全額免除となりえる場合は、(同授業料免除に申請する場合は、順位を付して複数の候補者を推薦するものとする。

3 候補者が全額免除となった場合は、選考対象から除くこととする。

(選考)

第4 選考は学生委員会の審議を経て、校長が決定する。

附 則

この要項は、平成24年7月5日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年10月9日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年10月7日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年11月11日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年7月11日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和2年11月2日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年4月19日から施行する。